

# 求人票 (記入例)

平成30年1月～

複数企業受験:  可  不可

※受付: 令和 年 月 日

※は記入しないでください。

① 求人者	フリガナ	フリガナ		フリガナ	フリガナ	
	社名	〇〇〇〇株式会社		店舗名	ビューティーサロン 〇〇〇	
	所在地	〒 000 - 0000 沖縄県那覇市 〇-〇-〇 △△ビル1階		店舗数	直営 2 店	F/C 2 店
	書類提出先	〒 000 - 0000 同上		従業員数	計 20 人	男 10 人 女 10 人
採用条件	フリガナ	ビヨウ タロウ		採用担当者	人事部 美容花子	
	代表者名	美容 太郎		TEL	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	
	事業内容	美容室・ネイルサロン経営		FAX	△△△-△△△-△△△△	
	設立	平成25年		MAIL	〇〇〇@〇〇. 〇〇	
採用条件	資本金	200万円		URL	http://www.~	
	年商	8,000万円		雇用期間	無・有 ( )	
	採用職種	美容師		正社員登用	無・有	
	職務内容	アシスタント業務・受付・その他		求人人数	2 人	
	必要資格	美容師国家資格		勤務先	那覇市・浦添市	
	出勤予定日	令和2年4月1日		要・不要	要 不要	
	転勤	有・無		有給休暇	入社6か月後から10日付与。その後1年経過することにより所定日数を付与。(前年度有給休暇平均取得日数: 10日)	
	勤務条件	⑤ 基本給	130,000 円	⑥ 毎月給与から控除されるもの	⑧ 勤務時間	⑨ 休日・休暇
	固定残業手当	20,000 円	税金	5,000 円	(月平均 174 時間)	(年間休日 104 日)
	技術手当	10,000 円	健康保険	5,000 円	(平日) 9時00分～18時00分	休日 月8日
手当	円	厚生年金	10,000 円	(土曜) 11時00分～20時00分	休暇 夏季4日 冬季4日	
手当	円	雇用保険	400 円	休憩: 60 分		
手当	円	積立金	5,000 円	残業: 月平均 ( 20 ) 時間		
総支給額	160,000 円	控除額合計	25,400 円	⑩ 加入保険 (入社時)	健康 厚生 雇用 労災 (その他)	
⑦ 手取額	134,600 円		⑪ 特記事項	・固定残業手当は、時間外労働の有無にかかわらず、20時間分の手当として20,000円を支給する。ただし、20時間分を超える時間外労働分についての割増賃金は追加で支給する。		
⑫ 通勤手当	上限 10,000円		⑬ 賞与	新規卒業者の見込み 1年1回 (1ヶ月分程度)		
⑬ 賞与	1年1回 (1ヶ月分程度)		⑭ 昇給	新規卒業者の見込み 1年1回 (技術能力による程度)		
⑭ 昇給	1年1回 (技術能力による程度)		⑮ 試用期間	3ヶ月 雇用条件変更 有(特記)・無		
⑮ 試用期間	3ヶ月 雇用条件変更 有(特記)・無		⑯ 研修の有無および内容	新人研修、技術研修 会社負担: 全額 一部		
⑯ 研修の有無および内容	新人研修、技術研修 会社負担: 全額 一部		⑰ 会社訪問	可 <input checked="" type="radio"/> 不可 <input type="radio"/> 説明会 日時 ① 〇月〇日 ② 月 日 ③ 月 日 別途通知		
⑰ 会社訪問	可 <input checked="" type="radio"/> 不可 <input type="radio"/> 説明会 日時 ① 〇月〇日 ② 月 日 ③ 月 日 別途通知		⑱ 応募書類	履歴書 卒業見込書 成績証明書 健康診断書 その他 ( )		
⑱ 応募書類	履歴書 卒業見込書 成績証明書 健康診断書 その他 ( )		⑲ 受付期間	令和〇〇年〇月〇日～令和〇〇年〇月〇日・定員に達するまで ※学内締切 月 日		
⑲ 受付期間	令和〇〇年〇月〇日～令和〇〇年〇月〇日・定員に達するまで ※学内締切 月 日		⑳ 受付方法	個人にて 学校を通して 持参 電話 メール ホームページ 郵送 その他 ( )		
⑳ 受付方法	個人にて 学校を通して 持参 電話 メール ホームページ 郵送 その他 ( )		㉑ 選考方法	書類選考	有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>	
㉑ 選考方法	筆記	専門・常識・作文・適性・その他 ( )・無		日時	① 〇月〇日 〇時〇分	
面接	集団・個人・グループディスカッション			場所	本社	
実技	有 (ワインディング) ・無			日時	月 日 時 分	
実習	有 (1日程度) ・無		場所	随時 ・ 別途通知		
備考	メッセージをご記入ください。					

## 記入例

- ① 詳細を記入。
- ② 「美容師」「アイリスト」「ネイリスト」「エステティシャン」「ブライダルヘアメイク」他
- ③ 「正社員」「契約社員」「パート」「アルバイト」他のいずれかを記入
- ④ 入社日が決まっている場合は、該当日を記入。相談の上決定する場合は、「応相談」「要相談」と記入。
- ⑤ 基本給および毎月必ず支給される手当を記入。基本給に「〇〇手当を含む」は不可(下記の手当欄に記入。)  
※固定残業手当の場合は、右欄「特記事項」に詳細を記入。  
(記入例) 固定残業手当は、時間外労働の有無にかかわらず、〇〇時間分の時間外手当として△△円を支給  
ただし、〇〇時間分を超える時間外労働分についての割増賃金は追加で支給  
※臨時的に支給される手当の場合は、右欄「特記事項」に記入。  
(記入例) 店販売上〇〇%～、指名手当一人〇〇円～
- ⑥ 給与から控除される項目を記入。随時(任意)に控除される場合は「随時(任意)」と記入。  
(記入例) 税金(所得税、住民税など)〇〇円、健康保険料〇〇円、厚生年金保険料〇〇円、雇用保険料〇〇円  
ウィッグ代(随時)〇〇円、積立金(任意)〇〇円
- ⑦ 「総支給額」から「控除額合計」を差し引いた額を記入
- ⑧ 月平均勤務時間、休憩および月平均残業時間を記入 ※労働時間原則「週40(44)時間・一日8時間」(休憩時間を除く)  
(記入例) 曜日によって決まっている場合: 平日 〇時△△分～〇時△△分 土日祝 〇時△△分～〇時△△分  
シフト制の場合: 早番 〇時△△分～〇時△△分 遅番 〇時△△分～〇時△△分
- ⑨ 年間休日および休日・休暇の詳細を記入  
(記入例) 休日: 毎週火曜日および他月2日  
休暇: 夏季休暇〇日、冬季休暇〇日、産休、育休、介護休暇
- ⑩ 取得できる有給休暇を記入。  
(記入例) 入社6か月後、10日付与。その後、1年経過する度に所定日数を付与。
- ⑪ 入社時の加入保険に〇をしてください。「その他」があれば記入。※保険加入は入社時からとなっております。  
(健康保険法3条、厚生年金保険法第6条、雇用保険法5条、労働者災害補償保険法第3条)
- ⑫ 通勤手当について (記入例) 全額支給・上限10,000円・定額10,000円・規定による・無し
- ⑬ 賞与について (記入例) 1年2回(基本給各1ヶ月分程度)、1年1回(業績による)
- ⑭ 昇給について (記入例) 1年1回(〇〇〇〇円～程度)、人事考課・技術・能力による
- ⑮ 試用期間を記入。※試用期間に雇用条件が変更になる場合は、「有」に〇をし、その詳細を「特記事項」に記入。
- ⑯ 研修の有無、内容、研修費用の負担方法を記入。
- ⑰ 求人の特記事項を記入。
- ⑱ 応募・選考方法について、必要事項および該当事項に〇を記入。

※1. 「青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針」  
(平成27年厚生労働省告示第406号)

私どもは、この求人申込みの時点において、求人不受理の対象のいずれにも該当いたしません。

事業所名 **〇〇〇〇株式会社**  
 事業所所在地 **沖縄県那覇市〇-〇-〇 △△ビル1階**  
 代表者名 **美容太郎** 

対象条項など、求人不受理制度の内容について厚生労働省のリーフレット『労働関係法令違反があった事業所の新卒求人は受け付けません!』(LL281226派若01)により確認し、理解しました。  
※このリーフレットは厚生労働省ホームページからダウンロードできます。

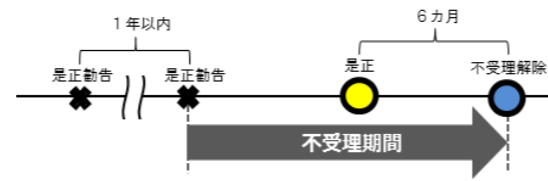
チェックシート

以下の求人不受理の対象に該当する場合は、チェック欄にシ点(「✓」)を記入してください。  
 なお、平成28年3月以降に以下の違反行為のうち1つでも該当する場合は、求人不受理の対象となります。

1. 労働基準法及び最低賃金法関係

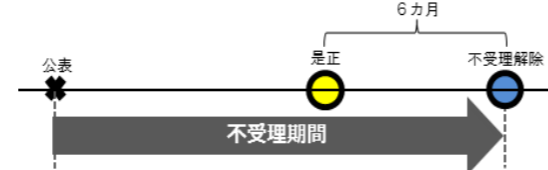
(1) 過去1年間に2回以上同一の対象条項違反行為により、労働基準監督署から是正勧告を受け、

- a 当該違反行為を是正していない。
- b 是正してから6カ月が経過していない。



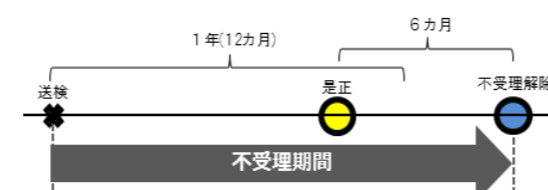
(2) 違法な長時間労働を繰り返している企業として企業名が公表され、

- a 当該違反行為を是正していない。
- b 是正してから6カ月が経過していない。



(3) 対象条項違反行為に係る事件が送検かつ公表され、

- a 当該違反行為を是正していない。
- b 送検後1年が経過していない。
- c 是正してから6カ月が経過していない。

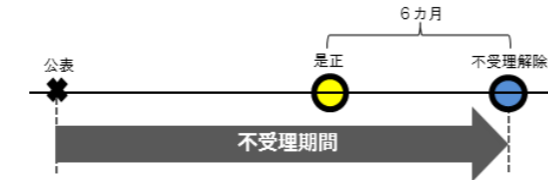


2. 男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法関係

(1) 対象条項違反の是正を求める勧告に従わず、企業名が公表(※)され、

- a 当該違反行為を是正していない。
- b 是正してから6カ月が経過していない。

※男女雇用機会均等法第30条または育児・介護休業法第56条の2の規定による。



3. 項目1及び項目2共通

(1) 求人不受理期間中に再度同一の対象条項違反により、  
 ①労働基準監督署による是正勧告、  
 ②雇用均等室による助言や指導、勧告を受けており、その後、

- a 当該違反行為を是正していない。
- b 是正してから6カ月が経過していない。

求人不受理の対象となる規定

1. 過重労働の制限などに対する規定

長時間労働や賃金不払い残業などに関する法違反は、若者の円滑なキャリア形成に支障をきたす恐れがあるため、以下の規定を対象としています。

【具体的な対象条項】

- ・強制労働の禁止(労働基準法第5条)
  - ・賃金関係(最低賃金、割増賃金等)  
(労働基準法第24条、第37条第1項及び第4項、最低賃金法第4条第1項)
  - ・労働時間(労働基準法第32条)
  - ・休憩、休日、年次有給休暇  
(労働基準法第34条、第35条第1項、第39条第1項、第2項、第5項及び第7項)
- ※これらの規定を労働者派遣法第44条(第4項を除く。)の規定により適用する場合を含む。

2. 性別や仕事と育児などの両立などに関する規定

性別や仕事と育児などの両立を理由とした不適切な取扱いがなされる場合は、若者の継続就業が困難となることがあるため、以下の規定を対象としています。

【具体的な対象条項】

- ・妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止等  
(男女雇用機会均等法第9条第1項～第3項、第11条の2第1項)
  - ・性別を理由とする差別の禁止、セクハラ等  
(男女雇用機会均等法第5条、第6条、第7条、第11条第1項)
  - ・妊娠中、出産後の健康管理措置(男女雇用機会均等法第12条、第13条第1項)
  - ・育児休業、介護休業等の申出があった場合の義務、不利益取扱いの禁止等  
(育児・介護休業法第6条第1項、第10条(同法第16条、第16条の4、第16条の7において準用する場合を含む。)、第12条第1項、第16条の3第1項、第16条の6第1項、第16条の8第1項(同法第16条の9第1項において準用する場合を含む。)、第16条の10、第17条第1項(同法第18条第1項において準用する場合を含む。)、第18条の2、第19条第1項(同法第20条第1項において準用する場合を含む。)、第20条の2、第23条第1項～第3項、第23条の2、第25条、第26条、第52条の4第2項(同法第52条の5第2項において準用する場合を含む。))
- ※これらの規定を労働者派遣法第47条の3の規定により適用する場合を含む。
- ・男女同一賃金の原則(労働基準法第4条)
  - ・妊産婦の坑内業務の制限等  
(労働基準法第64条の2(第1号に係る部分に限る)、第64条の3第1項、第65条、第66条、第67条第2項)
- ※これらの規定を労働者派遣法第44条(第4項を除く。)の規定により適用する場合を含む。

3. その他、青少年に固有の事情を背景とする課題に関する規定

新卒採用においては、募集から採用・就業までの期間が長く、募集段階から労働条件に変更が生じやすいことから、就業前に労働条件を確認することが重要であるため、労働契約締結時の労働条件の明示規定を対象としています。また、年少者に関する労働基準の規定も対象としています。

【具体的な対象条項】

- ・労働条件の明示(労働基準法第15条第1項及び第3項)
  - ・年少者に関する労働基準  
(労働基準法第56条第1項、第61条第1項、第62条第1項及び第2項、第63条)
- ※これらの規定を労働者派遣法第44条(第4項を除く。)の規定により適用する場合を含む。